

在地首長の継承と古墳造営

—日田市ガランドヤ古墳等からの試考—

後藤宗俊

はじめに

近年、筆者が直接・間接に関与あるいは参加した発掘調査の成果のうち、報告書の刊行された二つの遺跡について、とくに深い関心を喚起されるものがあった。ひとつは大分県天瀬町の宇土古墳⁽¹⁾3号墳のI・II号石室⁽¹⁾、いまひとつは日田市のガランドヤ⁽²⁾1・2号墳である。これらは程度の差こそあれ、地域におけるあるレベルの在地首長の墓と見られるものであるが、それぞれ殆ど同じところに、あるいはごく至近のところに二基の古墳（あるいはその主体部）が並んである、そういう例である。

このように、二基あるいはせいぜい数基の古墳が一箇所に並んであるという例は、古墳時代の前期・中期などにおける前方後円墳の場合などではむしろ一般的ものであろうが、豊後など地方においては、古墳時代後期の、いわゆる横口式石室を持つ円墳においても、こういう例が多いのである。⁽³⁾それらの多くは、その質量からしていわゆる群集墳とはいえず、むしろ前方後円墳にまさるとも劣らぬ風格をもって、地域を代表する古墳として存在する。こういう場合、例えばそれが二基あって、一定の時期差をもつておれば一世代の豪族の墓とされ、ほとんど同時のものであれば二つの家族の墓とされるというふうに扱われ

るのが一般である。しかもたいていの場合、両者の年代差の判定には、ある程度の幅が不可避的に残るのが普通である。筆者はこの年代差の幅はそれとして認めた上で、古墳のこのようなあり方の意味するところを、今少し意識的に追ってみることにより、この時代の在地首長層の氏や家の様相、あるいはその首長権の継承がどうなされたかというような問題に、いくらかでもアプローチできないかと考えてみた。幸い右の二つの遺跡は、手掛かりとなる考古学的情報も多く、とくに宇土古墳の場合、出土人骨により被葬者の相互の親族関係も明らかにされている。これらを検討し、あわせて古代の豪族の族長権の継承に関する先史の業績や文献上の史・資料を参考としつつ、いささかの試論をすすめてみたいと思う。先ず宇土古墳の例から入ってみよう。

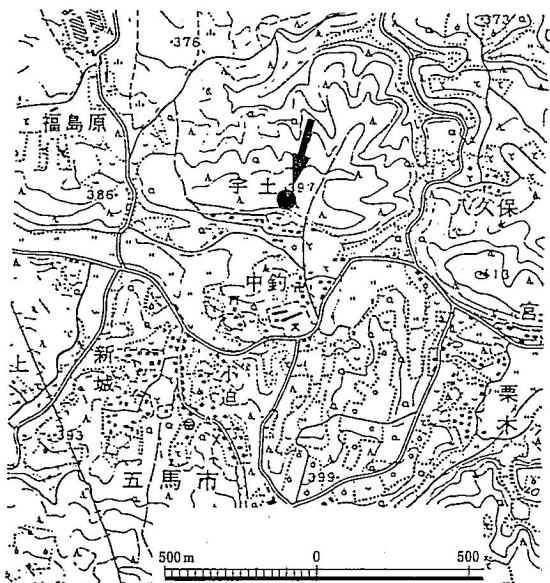
一

宇土古墳3号墳を含む宇土遺跡は、大分県日田郡天瀬町大字五馬市ほかにある。従来から円墳数基からなる遺跡として周知されていたが、昭和六〇年六月より同年十二月にかけて、天瀬町教育委員会による発掘調査がおこなわれ、旧石器時代の良好な包含層のほか、弥生時代の堅穴式住居、土壙墓・カメ棺などの墓地の遺構とともに三基（1～3号古墳）の古墳が調査された。天瀬町域ではこれまで本格的な発掘調査が行われていないこともあって、これらの調査成果は地域の先史・古代の研究を進めるうえで、それぞれ意義深いものであったが、中でも二基の小堅穴石室をもつ3号墳は特に注目されるものであった。すなわちこの古墳は、特異な構築技法をもつてつくられた石室が、二基近接して並び、それぞれから鉄鎌や滑石製小玉などの副葬品とともに、計五体の人骨が出土したのであった。これらの遺構・遺物の詳細については、昭和六一年二月に天瀬町教育委員会から刊行された『宇土遺跡発掘調査報告書』にまとめられている。これによればおよそ次の諸点が指摘されている。

- 1 当3号墳は二基の小堅穴石室からなるが、このうちⅠ号石室が五世紀中葉ないし後半、Ⅱ号石室は六世紀初めごろの築造になるものと見られること。

石室からは三〇代男性、二〇才前後の女性、四〇才代の女性各一体の計五体の人骨が出土しているが、これらは相互に強い血縁的関係を有しており、特にI、II号石室とも、姉とみられる女性が初葬され、これに弟とみられる男性が追葬されていること。

宇土古墳位置図



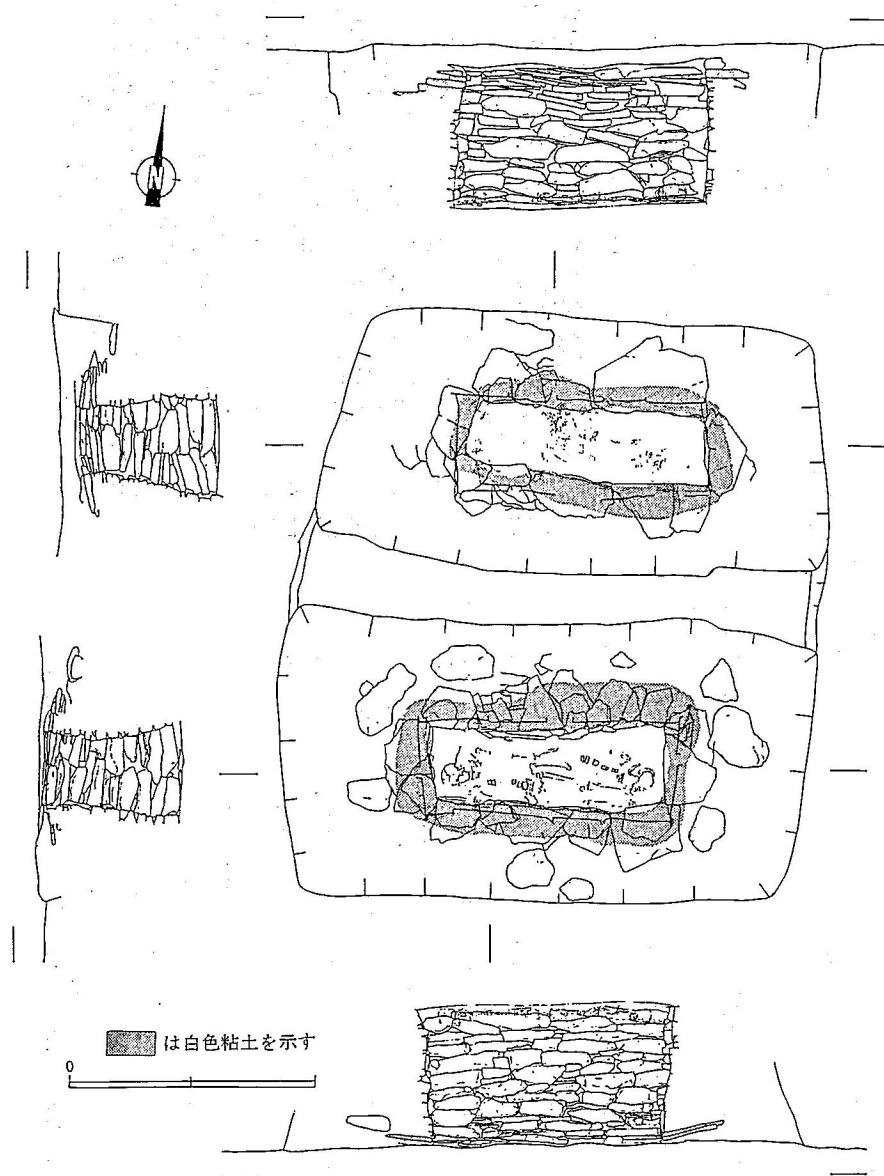
第1図

(4) の成果を挙げているものである。その方法は、人骨の出土状況の詳細な考古学的観察と記録をふまえ、出土人骨の形質人類学的分析、とりわけ歯冠計測値等の統計的分析により、遺伝的関係の有無、濃淡の判定をしようとするものである。

宇土3号墳の場合もそうした方法によって分析が進められたのであった。報告書によれば、当遺跡の人骨の相互の親族関係についての考察はおよそ次のように進められている。

男性（1号人骨）、四〇才前後の次女性（2号人骨）、II号石室の3体の人骨は三〇代

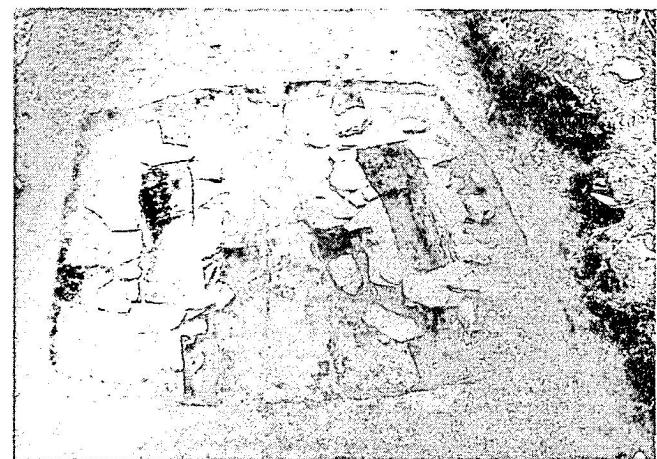
まずI号石室の二体の人骨は三〇代男性（1号人骨）、四〇才前後の女性（2号人骨）である。このうちI号石室では、出土状況と骨



第2図

宇土3号墳（上—II号石室・下—I号石室）
後註(1)文献より

の軟部組織の残存状況から、まず2号（女性）が、そして数年後に1号（男性）が追葬されたと見られる。またII号石室では同じような手続きにより、先ず3号（女性）が、そして数年を置かず1号（男性）が、さらに相当の期間をおいて2号（女性）が追葬されたとされている。



第3図

宇土古墳石室発掘状況

次に各人骨の歯冠測定値の検討などにより、I号石室の1・2号人骨が姉弟であるらしいこと、II号石室の3号人骨と1号人骨も姉弟とみられること、2号人骨は1号または3号いずれかの子であるらしいことが指摘されている。のみならず1号石室・II号石室の各人骨の間にも、強い血縁関係が想定されるというのである。ではI号・II号石室の人骨相互にはどういう親族関係が想定されるのであるうか。この点については、二つの石室の年代に付いての考古学的所見にもとづき、II号石室の3・1号人骨はI号石室の2・1号人骨の何れかの子であった可能性が高い、つまりこれらはあわせて3世代の家族である可能性が高いとされるのである。

かくて宇土古墳I・II号石室では、それぞれ先ずが姉、そして数年を置かずして弟が埋葬された。II号石室ではさらにそのあとに、その姉弟のいずれかの子が埋葬された。しかもII号石室の姉弟はI号石室の姉弟のいずれのか子であるらしい、そういうことが明らかにされたのである。ここでは妻にあたる女性が見られず、姻族関係より血縁関係が先行していること、初葬者が何れも女性であることなど、この地域の小首長の家族構成、あるいは権力構造、そしてその継承のありかたを考えるうえで、実に貴重な所見が提示されているわけである。

さて右のような所見の中では、とくに興味深いことは、相並ぶ二つの石室の被葬者相互の親族関係が明らかにされたことである。両者に血縁関係があるということは、この石室墳を一應地域における首長層の墓と見れば、その権力ないし財産の継承が親一子となされた可能性を示唆することとなる。

このような所見自体極めて注目すべきものであるが、筆者はそのうえで今一つの見方が出来ないかと考えている。それはこの二つの石室の初葬者が同世代の親族である可能性はないかという点である。そういう立場でこの報告書を詳細に読んでみると、この二つの石室の造営時期が極めて近い時期になる可能性も十分読み取れることに気づくのである。以下、そうした問題意識に立てて報告書を今少し詳細に追ってみよう。

報告書ではⅠ・Ⅱ号石室については数十年の時期差を認めており、そこからこのⅠ・Ⅱ号石室の被葬者が少なくとも三世代にわたる親族であることを引き出している。その論証の大要は以下のとおりである。先ず考古学的所見を見てみよう。報告書ではまず両石室の細部の特徴の共通性にふれたうえで以下の様に記している。

「(略)かかる状態ではⅠ・Ⅱ号石室の構築時期を同時期、あるいは共通の技法を駆使し、同一規模と方位を保てる程に近い時期差の可能性を示しており、その構築年代は、堅穴式石室の構造を踏襲していることなどにより、上限を5世紀中葉頃に、下限を規模及び形態が石棺石室に近似することなどから6世紀初頭頃と考えられる。次に出土遺物からみると、Ⅰ号石室では滑石製勾玉、臼玉、Ⅱ号石室の鉄鎌、鉄斧の出土がある。滑石製玉類については五世紀中葉頃に出現し、六世紀代にも存在するが、Ⅰ号石室は滑石製だけの出土であり、五世紀中葉頃に考えられる。Ⅱ号石室では滑石製玉類は見られず、笠被腸扶片刃箭式の鉄鎌から、時期の中心を5世紀後半に求めることが出来よう。」

つまりここでは、二つの石室の形態・構築技法等からは同時期に近い近接した年代が考えられるしながらも、出土遺物、とくにⅠ号石室の滑石製玉類、Ⅱ号石室の笠被腸扶片刃箭式石鎌の出土からⅠ号は5世紀中葉頃、Ⅱ号は5世紀後半とみているわけである。ただこれらの遺物は初葬時のものかどうかは確認しがたいし、滑石製玉類もそれ自体相当の年代幅を持つ資料

である。ひの点については報告書も充分意識していたらしく、末尾の「総括」の項では「（略）また石室に関しては、実年代をI号石室が五世紀中頃～後半、II号石室を五世紀の後半に考えられた。そしてI号とII号石室の実際の時期差については、人類学的検証により、二〇数年から三〇年ほどの間隔が想定されている。しかしI号とII号石室の構造だけから見れば特に構造変化を指摘するものはない。ましてや今回のように、土壌の平面プランにおいても同時性を思わせる場合は、あながち考古学的見解のみに終始するには危険を生じる。」

とあり、むしろ判断を人類学的検討にゆだね、それに従うことしつつも、なお両石室の同時性あるいはきわめて近い時期の構築の可能性を留保している。

一方人類学的分析のほうでは、I号・II号相互の人骨に血縁的関係のあることが指摘されているが、これがあわせて3世代にわたるものかどうか、つまり、II号石室の初葬者が、I号石室の1号または3号人骨の何れかの子であるのかどうかということについて、人類学的領域からの独自の指摘はしていない。もともとこの方面から指摘できることは、両者のあいだの血縁的関係の有無であって、その両者の世代的位置、相違には及び難いものなのである。したがって、I・II号石室の年代差についていは、「（略）I号石室は石室構造と初葬時に副葬された玉類から五世紀中頃～後半の年代観が得られており、II号石室は1号入骨に伴う鉄鎌からも五世紀後半代とする時期が与えられている。よってこの年代からみる限り、I号石室から号II石室の順に埋葬が行われ、両者には数十年の時期差があると考えられるのである。」としており、考古学的情報によってのみ判断しているのである。

そこであらためて、報告書により、I号石室とII号石室の年代差の問題について考えてみよう。すでに右に引いたように、両者はきわめて相似た企画と技法により構築されているものである。すなわち、

1 両者は、大きな一つの土壌を共有し、そのなかで同一方向に並べてつくられている。

2 石室の構築は、共に角閃安山岩を用い、これを小口積みするものである。

3 板石は下部に10~15センチのやや厚めのものを、そして上部になるに従い薄い石を用いている。このようにして十一~

4 十二段積上げる技法も両者全く同じである。

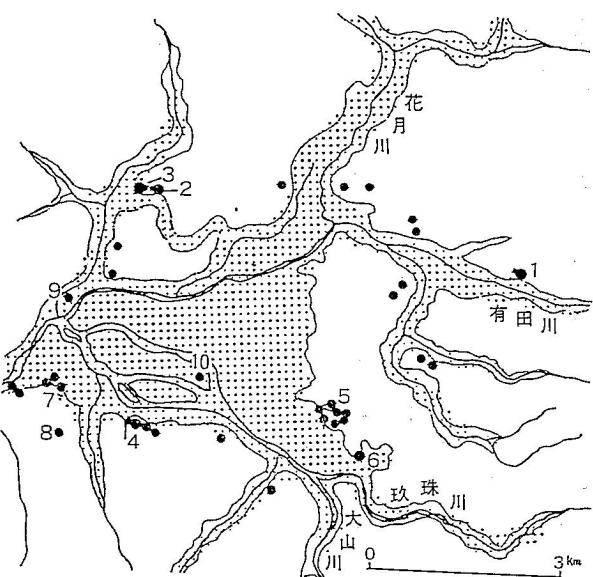
5 蓋石はやはり角閃安山岩の板石であり共に三枚使っている。

6 石室の寸法もほとんど同じである。

こうしてみると、少なくともここで両者の構築に相当の時期差を考えるのは適当でないことは明らかである。むしろ殆ど同時、そして同一人（達）によって作られたとみても大過ないものであろう。一方出土遺物のほうでは、I号石室の滑石製玉類の出土でもって、II号石室よりやや先行するとみる報告書の指摘に妥当性はあるものの、両者平行とみて決定的な違和感はないものである。のみならずこれら遺物の副葬が、それぞれの石室での初葬時のことであるかどうかも不明である。例えばI号石室の滑石製玉は、初葬の2号（女性）に、またII号石室の鉄鎌や鉄斧は追葬された1号（男性）に副えられたものである可能性も充分考えられよう。

かくてI号石室、II号石室はともに殆ど同時期に構築され、またきわめて近い時期に、つまりせいぜい数年を置かず、それぞれの初葬が行われたと見ても大過ない遺構といえよう。この場合言つまでもなく、I号石室とII号石室の初葬者は、それぞれ同世代のものであることとなり、報告書の指摘するように、両者に血縁関係があると考えられるのであれば、それは姉妹ということになる。ここでは基本的には報告書の両者異世代のものとする見解とあわせ検討に値する見方として確認しておきたい。

次にガランドヤ古墳1・2号について見てみよう。この古墳は大分県の最西部に位置する日田市大字石井字西ノ園にある。日田盆地の南西部、三隈川が大きく蛇行するその左岸の段丘上にある。このうち1号墳は封土をほぼ完全に失っていて、石室



第4図 日田地域の主要古墳

1 城山古墳	2 天満1号古墳	3 天満2号古墳
4 護願寺1号古墳	5 法恩寺山古墳群	6 ダンワラ古墳
7 ガランドヤ1～3号古墳	8 穴観音古墳	9 三郎丸古墳
10 日ノ限古墳		

が露出した状態で残っている。玄室の平面長四・三メートル、三メートル、天井高三・三メートル、前室は平面二・〇メートル×二・四メートル、天井高二・三メートル、西南方向に開口した複室構造の横口式石室である。この古墳は玄室奥壁に描かれている壁画で知られている。壁画は赤、緑の顔料で人物、馬、船、水鳥等を描いたものであるが、日下八光氏によつて、青龍、白虎、朱雀、玄武のいわゆる四神図が描かれていると指摘されて話題となつた古墳であった。昭和六〇年度、日田市教育委員会がその保存策を講ずる為に発掘調査をおこなつたが、このとき玄室および前室から須恵器、鉄鎌、馬具（轡、雲珠、鞍金具など）のほかガラス玉等の装身具などが出土した。

一方2号墳は1号墳の北西約六〇メートルの所にあ

る。封土のほぼ半分を失つてゐるため、石室の半分は露出した状態となつてゐる。石室は奥壁の部分の天井石を支える石組みが失われてゐるため、この部分から出入りできる状態である。このため発掘調査は玄室のみに限られるというやや変則的なものとなつてゐる。

調査された石室の構造は玄室の平面で奥行三・三メートル、幅は胴張りのプランを持つので、奥壁部分で一・四メートル、中央付近の最大幅で二・八メートル、袖石部分で一・二メートル、天井高三・〇メートルである。



第5図 ガランドヤ古墳位置図

石室はほぼ全面に赤彩をほどこしており、特に奥壁では、その上に線で同心円文、馬上で弓を引く人物、そして複線の連続山形文などが描かれている。

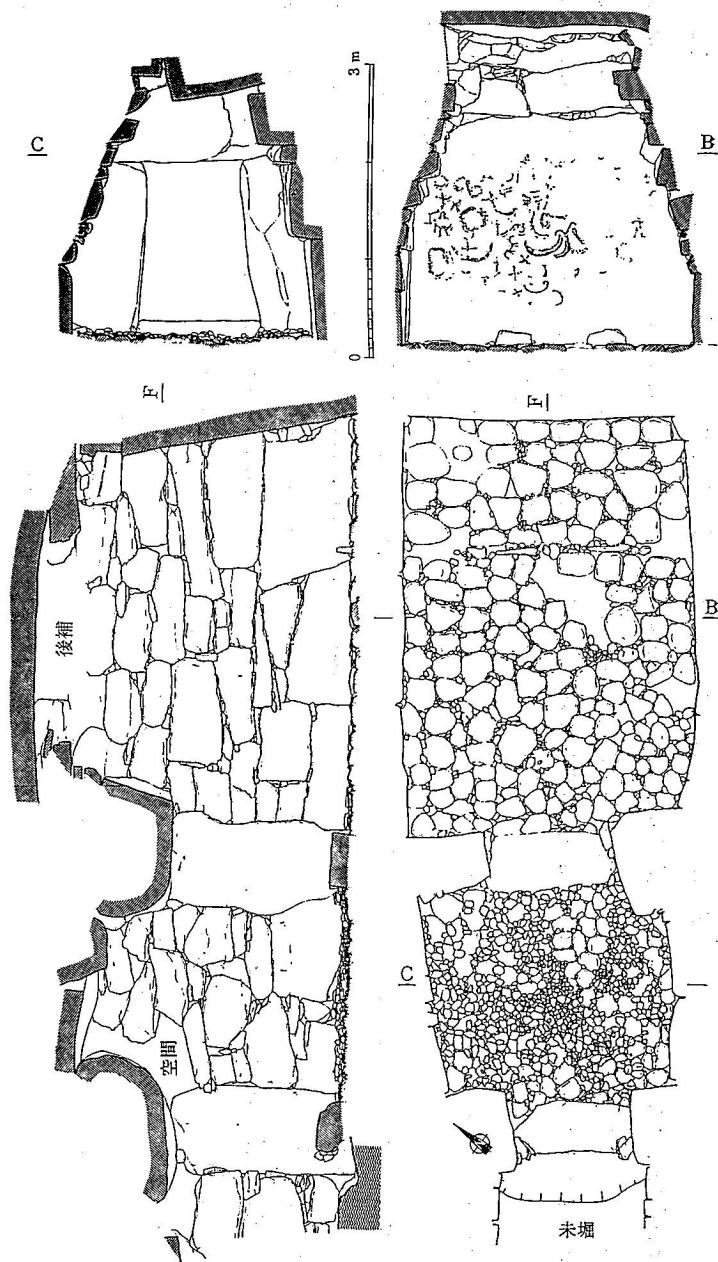
この石室部分の発掘調査により、玄室屍床上から、仿製珠文鏡、直刀、鉄鎌、耳環、ガラス製丸玉、同子玉、滑石製臼玉が出土した。また屍床以外では須恵器、馬具、鉄鎌、耳環、鉢、ノミなどが出土している。この中で特に注目されるのは直刀で、その鍔の縁には銀の象嵌がほどこされている。

なお1号墳の南約四〇メートルには同じく横口

式石室を持つ3号墳がある。これは封土はすべて失われ、玄室の奥壁、側壁の一部が残るのみである。また規模のうえからも1・2号墳より小さく出土品等も全く不明である。

さてこのガランドヤ1・2号墳の造営年代であるが、石室の形式、出土遺物によってかなりの精度で想定することができるのである。報告書の所見に従えば、先ず胴張りプランを持ち板状安山岩を多用する2号墳の方が、箱形構造に近い1号墳よりもやや古相を持つこと。また2号墳には滑石製臼玉や珠文鏡など、1号墳と比べてやや古い要素を持つ遺物を出土していること。さらにも、両古墳の須恵器は、九州の須恵器編年といわゆる3—B期を中心とするが、2号墳の須恵器には3—A期にまで遡ると見られるものがあることなどから、先ず六世紀中ごろ2号墳が、そしてその後、すくなくとも六世紀後半迄には1号墳が造営され

たとがれている。これを今少し細かく見れば、2号墳の初葬者が六世紀中ごろをさむ時期に埋葬され、ついでそれから二三十年の間に1号墳の初葬者の埋葬がおこなわれた。またこれと同じ頃2号墳の追葬が行われたといふことになる。



第6図 ガランドヤ1号墳石室実測図（「ガランドヤ古墳群」より）

ただ出土土器の編年からみれば、報告書が3—A期に遡るとした土器は、むしろ他の3—B期のそれと明瞭な一線はひきがないものであって、これをもつて一世代の差を考えるのはなぞ躊躇せざるを得ないところであり、1・2号墳とも極めて近接した年代となる可能性も捨て難いのである。

したがつてここでは1・2号墳の初葬の年代差は報告書のとおりほぼ1世代ずれるという見方とともに、両者同世代の墓である可能性も捨て難いことを確認しておきたいと思う。この両者に3号墳を加えれば、そのいずれかに、同世代の首長が埋葬されている可能性はいゝそろ高いものとなろう。

なおガランドヤ古墳について考える場合、どうしても言及しなければならないもう一つの古墳がある。ガランドヤ古墳の南約一キロメートルほどのところにある穴観音古墳がそれである。⁽⁵⁾大型の複室構造の横口式石室を持つ田墳であるが、石室の前長七メートル、前室の奥行一・六メートル、幅二・三メートル玄室の奥行三メートル、幅二・三メートル、石室には大形の腰石を用い、持ち送りの少ない長方形のプランを持つ。その規模からしてガランドヤ古墳にまさるとも劣らぬ重味を持つ古墳である。玄室奥壁及び前室左右の側壁に同心円文、三角文、船、鳥、両手足をひろげた人物などが描かれた装飾古墳としても知られている。出土品等確かな手掛かりは全くないので、年代的に特定し難いが、石室の規格・構造からしてガランドヤ1・2号よりはやや後出するものと見てよかるう。

これらその他、日田盆地西南部には、ガランドヤ古墳の西約六〇〇メートルの所にある津辻古墳⁽⁶⁾も無視しがたいが、殆ど原形をとどめていないのでここでは検討の対象外に置いておく。

かくてガランドヤ1・2号と穴観音古墳を中心と考えれば、これらの古墳は六世紀中葉以後からせいぜい七世紀初めを下らぬ時期に、ガランドヤ2号とガランドヤ1号と穴観音古墳の順で造営されたと見られる（ガランドヤ3号墳を入れれば1号・2号の前後かいずれかと平行することとなる）。したがつて世代的にいえば、当然三世代と見るのが自然だが、右にみたような事情を考慮すれば、計4基でせいぜい二世代にしか及ばない可能性が考えられる所である。

周知のようにこれらの古墳の位置する日田盆地西南部は、古代律令制下の石井郷にあたる。この石井郷下にはほかに惣田塚古墳などの後期古墳があるが、地域を代表するという点ではガランドヤ1・2号と穴観音古墳の水準には及び難い。

(7)

さて以上のような状況をふまえて、次に宇土3号墳のI・II号石室、ガランドヤ古墳1・2号墳の被葬者像について考えてみよう。

まず宇土古墳の場合であるが、これが明らかな封土を欠くとはいえ、一應はこの地域における在地首長層の墓であることはたしかであろう。すくなくとも宇土古墳の周辺においては、この1・2号墳の近くにあって、今回の発掘調査で調査された宇土3・4号墳、及び今回の調査対象からは外れたが、かねてから地域では数少ない円墳として周知されていた5号墳のほか顯著な古墳はない。しかもこれらは何れも宇土1・2号墳より新しいと見られるものであるから、宇土3号古墳のI・II号石室の時代にこれを凌ぐ古墳は特に確認されていないのである。

そういう観点に立って、その被葬者像を考える時、思い起こそべきは「豊後国風土記」日田郡条にみえる五馬媛の伝承である。すなわち同書に「五馬山 郡の南にあり、昔者此の山に、土蜘蛛あり、名を五馬媛といひき、因りて五馬山といふ」とある。

周知のように土蜘蛛の伝承は『豊後国風土記』に限らず常陸・越後・摂津・日向・肥前等の各國風土記に散見するものである。特に肥前・豊後両風土記には随所に見られる。すなわち

豊後国日田郡石井郷の土蜘蛛

同 日田郡五馬山の五馬媛

同 直入郡禰疑野の打援・八田・国摩臣

同 大野郡網磯野の小竹鹿奥・小竹鹿臣

同 速見郡の土蜘蛛青・白

肥前国佐嘉郡佐嘉川上流の大山田女・狭山田女

同 小城郡の土蜘蛛

同 松浦郡賀周里の海松檪媛、大家島の大身、植嘉島の大耳・垂耳

同 杵嶋郡壱子山の八十女、能美郷の大白・中白・少白

同 彼杵郡速来村の土蜘蛛、浮穴郷の浮穴沫媛、賀周郷の鬱比表麻呂

等々である。

これら土蜘蛛については、筆者はかつて幾らかの検討を加えたことがある。⁽⁸⁾ すなわちそこでは、これら土蜘蛛は、律令時代の郡などの領域のなかで、その辺境の小地域に依拠すること、これらの土蜘蛛の依拠する地区の近くには、多くはそれぞれの郡などの地域の中心部と見られる地域があり、これらの地域には、土蜘蛛のようないわばまつろわぬ首長たちでなく、たとえば日田郡の久津媛や速見郡の速津媛のように、大和王権にたいし従順で協力的な首長があり、しかもその地域の方が地域的に

は中心部に位置するとみられることなどから、その性格について、令制下の一つの『郡』に相当するほどの地域において、その中心部にすでに大和王権の秩序に編入された在地首長があり、周辺にこれとかかわりなく、独自の地域集団を率いる中小の首長層が散居する状況を考えることができるとした。

右のような状況は当然のことながら、古墳時代のすくなくとも中期以降、場合によっては律令時代にも下る時代を背景としていたものと考えたのであるが、こうした認識はほんのまま、宇土古墳の造営の背景にあてはめることができよう。すなわち宇土古墳の被葬者は、後の日田郡五馬地区、すなわち日田郡の東部の辺境の台地に依拠した小首長であって、同じ日田郡の中心部、すなわち日田盆地の一帯に依拠した在地首長とは、何らかの権力関係をもっていたとしても、大和王権との

關係は後者ほど直接的ではなく、むしろ土蜘蛛五馬媛の名にふさわしい非順応性をもつていたと考えられるのである。

さて、宇土古墳の場合、工号石室の被葬者のうち初葬の者は女性であった。当然宇土3号古墳の造営は、この女性被葬者のためになされたわけであるから、この女性がこの地域を代表する集団の首長であったことは間違いないであろう。ここではさらに数年後、この女性首長の弟とみられる男性の追葬が行われた。このときすでにⅡ号石室は用意されていた可能性が高いが、彼はこの新しい古墳（石室）には埋葬されなかつた。新たな古墳（石室）には工号石室初葬の女性の娘または妹と見られる人物が埋葬された。娘か妹かいずれかということになれば、報告書の所見では娘ということになるが、すでに見たように両者世代つまり妹であった可能性も捨て難いのである。この場合当然この間の首長権の継承は姉、妹といふいわば同世代の血族の間で行われたと考えるのが妥当ということとなる。ここに地方の在地首長層の権力継承の形態としての、同世代の血族間の継承の例証を考えることができるわけだが、しかもそれが女性から女性へとなされ、彼女らと同世代、または一世代違ひの血族である男性は、遂に追葬者としてしか現れなかつたことは、先の五馬媛の伝承に投影させるまでもなく極めて興味深いところであろう。

次にガラン・ドヤ古墳について見てみよう。その被葬者像については宇土古墳の場合とはちがつて、どちらかと言えば大和王権に直接的に結び付いた在地首長の存在を想定することができる。すなわち「豊後國風土記」の日田郡条に

昔者磯城嶋の宮に御宇しめし天國排開廣庭の天皇のみ世、日下部君等が祖、邑^{おほあじ}阿自、^{やきび}韁^{おほあじ}部に仕へ奉りき、其邑阿自、此の村に就きて宅を造りて居りき、斯に因りて、名を韁負の村といひき、後の人改めて韁編の郷といふ。（原漢文）⁽⁹⁾とあり、日田地方に依拠した地域集団の首長すなわち日下部君の祖邑阿自が欽明朝に韁部としてつかえたといふのである。ここにみえる日下部については「雄略紀」のクサカハタビヒメ及びオオクサカノミコの説話にかかわって設定された大草香部に由来するとされているが、平野邦雄はこのクサカハタビヒメ、オオクサカノミコの両名とも仁德天皇の皇子女であり、「古事記」

仁徳天皇条にこの二人のために大日下部、若日下部を置いたことから、日下部は仁徳朝に置かれたあと、雄略朝にさりに拡大設定されたであるうとしている。⁽¹⁰⁾ いずれにせよいわゆる名代のひとつとしての日下部の設定は少なくとも五世紀前半にはなされていて、日田地方の地域集團もそのとき日下部とされた可能性は高いのである。⁽¹¹⁾ そのときに地域の在地首長はその部民の在地の管掌者すなわち部民の地方的伴造の地位についていたと考えられよう。

型どおりに考えれば、このとき日下部君なる在地首長は、大和王権への服属のあかしとして日下の宮（河内國日下とされる）に一族の子弟をトモとして差し出した。先の「豊後國風土記」の記事によれば、このトモが韁負すなわち兵士として仕えた可能性が高いであろう。

さてこの日田地方日下部君の本拠についてであるが、周知のように『豊後國風土記』は日下部君の伝承を日田郡父連郷にちなんだものとして記している。父連郷は日田盆地の東南部一帯に展開すると見られているところである。この地域には六基の田墳からなる法恩寺山古墳群があり、これと日下部君との関係は当然考えられる所である。

ただ筆者はそのことをふまえたうえでなお、ガランドヤ古墳と日下部君の関係も無視し難いと考えている。いうまでもなくガランドヤ古墳は律令制下でいえば石井郷に属し、伝承のうえでは日下部君との直接的関係は言い難い。ただここで注目すべきは天平九年（七三七）の「豊後國正税帳」の記事である。⁽¹²⁾ すなわちこれには

大領外正七位上勲九等日下部連吉嶋

少領外從七位上勲十等日下部君大国

主張外少初位上勲十等日下部君死

とあり、天平九年のころ、日田郡郡司の三等の官はすべて日下部君一族で独占していた。郡司連任の禁を持ち出すまでもなくこれら三人の郡司が同氏同家の親子であった可能性は考えがたい。同氏を名乗るとしても別家のものであつた可能性が高いのである。あるいは日下部君なる氏姓の性格からして、またこの地における日下部設定の経緯からすれば、日田盆地に依拠する

複数の集団が日下部とされ、したがつて複数の首長が半ば擬制的に同一姓（日下部君）を名乗った可能性も否定しがたいのである。ガランドヤ古墳の被葬者もまた日下部君であった可能性を考える所以である。すくなくとも、ガランドヤ古墳等の被葬者と大和王権とのかかわりを考えるにあたって、右の日下部君の伝承に表象される名代的支配の介在を考えるのは異論のないところと思う。

したがつて例えば、ガランドヤ2号墳出土の銀象嵌直刀などに、この日下部設定に表象される大和王権との直接的権力関係の存在、とりわけトモの存在を仲立ちとした贈与・授受の関係を読むのは空想にすぎぬであろうか。

さてガランドヤ古墳の被葬者像について以上のように考えたみると、この古墳群造営の経緯と在地首長としての権力の継承ないし相続についてどういうことが考えられようか。

まず、これらガランドヤ古墳1～3号と近くに所在する穴観音古墳とを含めて、日田盆地の西南部を代表する地域集団の首長層の人物の墓であるとするには、異存はないであろう。しかも、これらの地域における当該古墳の傑出性と、年代的な位相差を考えれば、これらの古墳が表象する首長権は少くとも盆地西南部に一つといふレベルのものであつたとみてよいであろう。

一般に古墳時代後期の古墳、とくに横口式石室をもつ古墳については、古墳時代後期の墓制についての基本的理解にかかわって、その家族墓としての側面が強調されがちである。しかしながらガランドヤ古墳や穴観音古墳のように、後の律令時代の「郷」ほどの地域で、せいぜい一ヶ数基が、それだけが傑出したかたちで分布するような場合は、それぞれがその内部にいかに家族墓的な構造なり形態なりをもち、事実そこにいかなる家族的関係の被葬者が合葬されていようとも、その古墳 자체が持つ首長墓としての性格は無視してはならないはずである。少なくとも、これら在地首長層の人物の死にあたつての葬送儀礼の全過程においては、首長権の継承とこれへの服属にかかる儀礼が、壯重に行われたはずである。ここで前期古墳時代などの場合と違があるとすれば、それはこの葬送儀礼の全過程における、埋葬の場としての古墳そのものの占める比重の軽重の問題に過ぎないと、過言ではなかろう。

そのことをふまえていえば、ガランドヤ古墳の周辺においては、先ず六世紀中頃、この地域の在地首長層の一族の長が死に、ガランドヤ2号墳が造営され埋葬された。その際首長權は、この首長の一世代あとの直系親族（おそらくはその子）または同世代の親族に繼承された。この首長はその後数年後あるいは二〇数年後に死にガランドヤ1号墳に埋葬された。いうまでもなく、この1・2号墳のほかに至近の位置に3号墳があるが、これが右の何れかの首長とどういう関係にあるかは明言しがたい。その規模等からみて、1～2号の系譜からは一段さがる一族の家長クラスの墓と見られるが、場合によっては1～2号の系譜に、同格のレベルで連なる可能性もなしとしない。その場合時期的にみて、1・2号のいずれかの被葬者と同世代の者が埋葬されている可能性が高くなる。

ただここで注目すべきは穴観音古墳の存在である。詳細な発掘調査を経ていない古墳であるから、正確な造営年代は判断し難いが、大方の研究者の見るとこらガランドヤ古墳1～3号よりやや新しいものと見られている。

この地域では、ガランドヤ古墳と穴観音古墳のほかには、特に顯著な古墳は見られないわけであるから、常識的にはガランドヤ1～3号の次の、この地域の最有力者の墳墓は、穴観音古墳をおいてないことになる。だとすればガランドヤ古墳の被葬者の持つ權力ないし族長權は、統いて穴観音古墳の被葬者に移ったということが考えられよう。この場合まず考えられるのは、穴観音古墳の被葬者の家とガランドヤ古墳の被葬者の家が、それぞれの古墳の近くにあり、両者は別家ながら同族であったと言う形である。つまりここに別家同族のあいだの族長權の繼承というようなことがあって、当該古墳はそのことを、いわば墓制の位相で表象していると考えてみるとわかるわけである。此の場合その距離の近さを考慮すれば、両者別家の兄弟というほど極めて近い関係の同族とみて不自然ではないであろう。

四

以上宇土古墳3号墳のI・II号石室およびガランドヤ古墳の例によりながら、その被葬者像を考え、あわせてそこに想定さ

れる首長権継承のりあかたについて考えられるところを述べてみた。そのなかで、これらの古墳を、それぞれ地域におけるあるレベルの在地首長層の人物の墓と考え、しかもごく近い所に造営された複数の古墳の年代的なずれを、その首長権の継承のなんらかのかたちでの反映と考えたとき、ここには、あきらかに同世代相続の例が含まれていると考えなければ説明のつかない状況があることを指摘した。

ここでこうした問題について文献史学の角度から見てみよう。

周知のように、養老嗣命によれば、律令制下では、被相続者は生前に男系の子及び孫の中から嫡一人を選定しなければならず、その順位も例えば三位以上は、嫡妻長子・嫡出長孫・嫡妻長子同母弟・庶子以下等の順と定められていた。^{〔脚註〕}一方養老戸令によれば「凡戸主皆家長為之」とあり、またこの条に關する「令義解」の註に「凡繼嗣之道、正嫡相承、有伯叔、是為傍親、故以嫡子為戸主也」とあり「戸」の面から嫡々相承を明記している。しかし実体としては、中央においても地方に於いても、この嫡々相承の原則は守られなかつた。右の義解の註にあるように、嫡子の前には伯叔等傍系親族があり、これが常に繼承にからんでくる事態はごく一般的に見られたことであつた。

奈良時代前後の地方の首長層の継承が、必ずしも嫡々相承の原則にそるものでなかつたことについては、いくらか例証可能な史料がある。例えば阿部武彦が分析した「続日本紀」に散見する出雲国造の奉神賀の記事がそれである。^{〔脚註〕}出雲国造は出雲意宇郡の郡司大領を兼ねていたが、国造に任命されて國に帰ると神賀を奉ずることとされていた。したがつてその記事を追えば、奈良時代に出雲国造（意宇郡司）になつたものの、少なくともその最小の人数と人物の名前を知ることが出来る。以下列記すると

出雲臣果安

靈亀二年（七一六）

出雲国造

出雲臣広嶌

神亀元年（七二四）

出雲国造

出雲臣弟山

天平十八年（七四六）

出雲国造

出雲臣益方 天平宝字八年（七五七） 出雲国造

出雲臣国上 宝龜四年（七七三） 出雲国造

これによれば、靈龜二年（七一六）から宝龜四年（七七三）の間の五八年间に、少なくとも五人が国造となつてゐる。この

うち果安と広嶋のあいだは八年、弟山と益方のあいだは十年と割合短い期间に繼承している。仮にこれらの間に、記録に残らぬ国造がいたとすればさらにその間隔は短くなる。こうした継承が父子二世代の相承でないことはたしかである。阿部武彦によれば、出雲臣広島は天平五年（七三三）ごろ出雲国造にして意宇郡司を兼ねていた。一方広嶋のあとを受けて天平十八年に国造になつた出雲臣弟山は、そのころ飯石郡少領であり、広嶋と同じ意宇郡に本貫を置いていた。この弟山は山代郡に新造院を建立している。このことから、広嶋と弟山は、父子の関係ではなく、むしろ兄弟、あるいはそれに近い同世代の一族であつたと考えられる。しかもおそらく家産を別にするところの、いわば同氏別家だった可能性が大きいのである。つまり出雲国造の場合、このように嫡々相承でなく、兄弟あるいはそれに準ずる同世代親族の間、可能性としては同世代の同氏別家の間で相承された例のあることが考えられるのである。

これと同様の例は紀伊国造等の場合にも見られるし、九州では筑前国宗形郡大領宗形朝臣の場合に見ることができる。すなわち『続日本紀』に見える宗形朝臣は

宗形朝臣等抒 和銅二（七〇九）

宗形朝臣馬麿 天平元（七二九）

宗形朝臣興呂志 天平十七（七四五）

宗形朝臣深津 景雲元（七六七）

宗形朝臣大徳 宝龜九（七七八）

宗形郡大領
宗形郡大領
宗形郡大領
宗形郡大領

と少なくとも五人を挙げることが出来る。ここでもっとも早い等抒と最後の大徳の間は五代で計七〇年弱しか間隔が無い。この

上に即位、退位の時期差を考慮し、しかもこの五人の他に『続日本紀』に記載されない大領が存在した可能性を考えれば、その間隔はさらに短くなる。恐らくこの間に、兄弟かまたは同世代の同氏別家の長の間での族長権の継承があつたことは間違いないところであろう。

この時代の地方豪族の郡司大領職の継承にあたって、兄弟の間の継承がおこなわれたことを示す史料としては、よく知られた「正倉院文書」所収の下総国海上郡造田日奉部直神護の啓状がある。^{昭和}すなわちこれには

謹解 申請海上郡大領司仕奉事

中宮舍人左京七条人從八位下海上國造他田日奉部直神護我下總國海上郡大領司爾仕奉止申故波、神護我祖父小乙下忍、難波朝庭少領司爾仕奉支、父追広肆宮麻呂、飛鳥朝庭少領司爾仕奉支、又外正八位上給臣、藤原朝庭爾大領司爾仕奉支、兄外從六位下勲十二等國足、奈良・朝廷大領司爾仕奉支、神護我仕奉狀、故兵部卿從三位藤原卿位分資人、始養老二年至神龜五年十一年、中宮舍人、始天平元年至今廿年、合卅一歳、是以祖父父兄良我仕奉祇留次爾在故爾海上郡大領司爾仕奉止申

とあり、神護の一族は祖父小乙下忍が難波朝（孝徳）に郡司少領に、また父追広肆宮麻呂が飛鳥朝（天武）に少領、次いで藤原朝（持統・文武？）に大領に、さらに神護の兄国足が奈良朝（聖武？）に大領となつた。神護は兄国足の大領在任前から舎人として中央に上番していくすでに三十一年におよんでいた。彼はその功績をもつて、兄国足の跡をついで郡司大領につかんことを啓上したのである。彼の願いが叶えられたかどうか定かでないが、ここに嫡々相承を原則としながらも、兄弟ないし同世代親族間の郡司大領職の継承がなお大きな比重を占めていたことがあきらかである。

だからこそ、天平勝宝元年二月壬戌の詔に

「壬戌。勅曰。頃年之間。補^ニ任^ニ郡領。國司先檢^ニ譜第優劣。身才能不。舅甥之列。長幼之序。擬申^ニ於省。式部更問^ニ口狀。比^ニ接勝否。然後選任。或譜第雖^レ輕。以^レ勞糲^レ之。或家門雖^レ重。以^レ拙却^レ之。是以其緒非^一。其族多^レ門。苗裔尚繁。濫訴無^レ次。各迷^ニ所欲^ニ不^レニ礼義^ニ孝悌之道既衰。風俗之化漸薄」

という状態であつたため。

「朕猶思量。理不可然。自今已後。宜改前例。簡定立郡以来譜第。重大之家。嫡々相繼。莫用傍親。」
とせざるを得ないような事態も生じたのである。

古代の各地の地方豪族の権力継承についての、こうした事実をふまえてみると、わが一豊においてもこれを例証する手掛かりは無いであろうか。

先ず思い起こされるのは、前に引用した天平九年豊後国正税帳にみえる日田郡郡司の記事であろう。既に見たようにここで日田郡郡司は大領・少領・主帳とも日下部氏で占められている。この三人がいかなる関係にあつたかは不明だが、さきにみた他田日奉部直神護の啓状の例等を参考とするとき、これらが同氏にして別家をもつ同世代の親族である可能性が大きいである。しかも大領吉嶋のあとは、少領大國がこれを継ぎ大領となつた可能性もまた高いであろう。日田郡郡司職は同じ日下部氏を名乗る同氏別家の同世代の一族の間で継承されたと見られるのである。ここで考えられるのは、嫡々相承の原則ではなく、むしろ一族における長幼の序であろうか。

こうした関心で見るとき筆者には、同じく「正倉院文書」所収の「豊後国戸籍断簡」の山部牛の戸の戸籍⁽¹⁷⁾も大変興味深い史料と見える。すなわちこれには

戸主	山部牛	年	伍拾叁歳	正丁	課戸
妻	阿曇部馬身壳	年	肆拾伍歳	丁妻	
男	山部綾麻呂	年	貳拾貳歳	正丁	嫡子
男	山部志都麻呂	年	拾柒歳	少丁	嫡弟
妹	山部日壳	年	肆拾貳歳	丁女	
女	茨田連族鰐壳	年	拾陸歳	小女	

女 茨田連族児嶋壳 年 拾壹歳 小女

川内漢部佐美 年 肆拾參歳 兵士 寄口

妻 阿曇部阿理壳 年 肆拾弐歳 漆歳 丁妻

男 川内漢部伊提志 年 漆歳 小子 嫡子

男 川内漢部法麻呂 年 壱歳 緑兒 嫡弟

女 川内漢部都夫良壳 年 弐拾參歳 丁女 先妾女

各部多流美壳 年 伍拾陸歳 丁女 寄口

女 山部尔祇壳 年 弐拾壹歳 丁女

とみえるが、ここで注目したいのは、最後の一人、すなわち各部多流比売と山部尔祇壳である。ここで多流比売は五十六才、戸主の牛より年上である。彼女の娘尔祇壳は山部性を名乗っているから、子は父親の姓を名乗るという籍帳のルールにしたがえば、彼女の父（つまり多流比売の夫）は山部某であったと考えられる。この、おそらく故人であるところの山部某は明らかに戸主山部牛より年長であろうから、牛の兄であった可能性が強い。つまりここでは兄山部某は牛の先代の戸主であり、その死後弟牛が家を継ぎ、そのとき兄の遺族を寄口として引き取ったと考えられるのである。そうでないとすれば、この兄弟はそれぞれごく近いところにそれぞれ別家をもっており、一方の戸主の死により、一方の戸主がその遺族を引き取ったということになる。

このように、律令農民の「戸」においても兄弟間の継承がおこなわれていたという状況のなかで、単なる家産の相続というレベルではなく、つねにある程度の政治的権力ないし地位の継承をともなう在地首長層の族長権の継承が、きわめて現実的な権力関係のなかでおこなわれたのは当然のことであろうし、その場合それが嫡々相承の原則というようなものとはなおほど遠いものであつたのも確かである。その意味で継嗣令に、家長の継承は三位以上は嫡々相承としながら、氏宗の継承は「聽勅」

としていることは興味深い。これはさしあたり三位以上の高官について規定したものであるが、ここには政治的地位や権力の問題が介在する氏宗の継承に、国家が介入した事情が語られている。おそらく地方の在地首長の氏宗の継承にあたっても、それは常に、一族の「家」のどこに在地首長とその地位ないし権力が行くかということと結び付いていたはずだから、そこにさまざまな政治的権力の介入があったと考えられよう。同氏別家の同世代相続という形は、そういう状況のなかできわめて一般的になされたと見なければならない。こうした認識で、あらためて前述の宇土古墳3号とガランドヤ古墳群のあり方を見るとき、その中に、同世代間の相続を反映すると見られる状況が認められた意味も充分理解されると思われるるのである。

結　語

以上きわめて試行的所論ながら、宇土古墳3号墳とガランドヤ古墳の例を検証しながら、古墳群の分布・内容等から、地域における首長層の、その権力の継承のあり方について考えてみた。言うまでもなく、古墳それ自体は葬制あるいは墓制にかかる遺構であり、社会の実相を映す資料としては、いわばそのネガにあたるものである。これから直接的に右のような問題に論及するには、なお留保すべき様々な要件があるのはいうまでもない。

また本稿でしばしば用いた同氏別家というような場合の「氏」や「家」の実体、あるいはこれらが継承し相続する権力や族長権というようなものについての概念規定なども、それ自体充分の考証を経なければならぬものであることもいうまでもなからう。そうした課題を残したまま、ここにあえて右のような試論をまとめてみたのは、葬制あるいは墓制の遺構としての古墳の分布と内容から、右のような問題にアプローチする可能性を検討してみたかったからに他ならない。拙論ではあるが本稿によって、古墳時代の地方豪族の権力ないし族長権の継承が、同世代の族と族、あるいは一族内の家と家の間の、複雑な関係のなかでなされたあるうこと、そして、古墳はこうした時代の状況を証言する資料としても、充分の価値と可能性を秘めたものであることは提起できたと思う。

註

(1) 天瀬町教育委員会編「宇土遺跡発掘調査報告」(一九八六)、なお本報告書では3号墳(石室は1、2号と規定されているが、出土人骨の1、2号と混同されやすいので、本稿ではI・II号の表記を用いた。

(2) 日田市教育委員会編『ガランドヤ古墳群』(一九八六)

(3) 大分県では、例えば鬼若屋I号、II号墳(別府市)・太郎塚・次郎塚古墳(別府市)・久々姫古墳I・II号(宇佐市)などがある。六基の円墳が集中する法恩寺山古墳群などもこの例に入ろう。

(4) 田中良之・土肥直美、船越公威・永井昌又「上ノ原横穴墓群被葬者の親族関係」(『上ノ原遺跡群IV』所収、大分県教育委員会・一九八五)、土肥直美、田中良之ほか「歯冠計測値による血縁者推定法と古人骨への応用」(人類学雑誌・一九八六)ほか

(5) 日田市教育委員会編『法恩寺山古墳』(一九五九)

(6) 大分県教育委員会編「日田市内埋蔵文化財分布一覧」(一九七三)

(7) 同右

(8) 後藤宗俊「大和國家と一豊の在地首長」(大分県史・古代篇I・一九八二)

(9) 「日本書記」雄略記十四年四月条

(10) 平野邦雄『大化前代社会組織の研究』(一九四四)

(11) 前掲(8)、拙稿

(12) 前掲(5)

(13) 「寧渠遺文」上

(14) 継嗣令條・戸令「應分條」・「令義解」

(15) 阿部武彦「古代族長継承の問題について」(『大和王權—論集日本歴史』所収、一九五四)

(16) 「寧渠遺文」下

(17) 「大日本古文書」一